

あぐりめ〜る新川

第36号(平成19年10月発行)
 富山県新川農業普及指導センター
 〒938-0801 黒部市荻生3200
 (TEL) 企画調整課 (0765)52-0268
 園芸畜産課 (0765)52-5192
 地域普及課 (0765)52-0094
 # (0765)52-0945
 (FAX) (0765)52-3115

地域ぐるみで環境にやさしい農業に取り組みましょう！

～ 農地・水・環境保全向上対策における「営農活動支援」の紹介 ～

平成19年度から導入された「農地・水・環境保全向上対策」では、農地や農業用水等の資源の保全向上を図る共同活動への支援（共同活動支援）に加えて、環境保全に向けた先進的な営農活動への取り組みに対し支援（営農活動支援）が行われます。

地域ぐるみで、土づくりを基礎とした環境負荷軽減に向けた取り組みを行うとともに、化学肥料や化学合成農薬の低減などの実践により、環境にやさしい農業にチャレンジしましょう。

「農地・水・環境保全向上対策」の「営農活動支援」に取り組むには！

○対象地域：「共同活動支援」の実施地域で、地域でまとまって環境にやさしい農業に取り組む地域

○対象活動・要件と支援内容：「営農基礎活動支援」と「先進的営農支援」を併せて取り組む場合に支援

◎環境負荷軽減に向けた取組の実践（営農基礎活動支援）

◇ 地域の8割以上の農業者が環境負荷軽減に向けた取組を実施

○地域を単位として支援

- ・20万円/地区
- ・技術実証、土壌分析等の活動経費を支援

+（併せて実施）

◎環境にやさしい農業の実践（先進的営農支援）

- ◇ エコファーマーの認定を受けること
- ◇ 先進的な取り組みを実践（化学肥料、化学農薬の5割低減等）
- ◇ 地域で一定のまとまりをもった取り組みであること

○取り組み面積に応じて交付

・支援単価

作物区分	10a 単価
水稲	6,000円
こまつな等	10,000円

※このほかの作物についても、作物別に支援単価が設定されています。

なお、エコファーマーの認定や「営農活動支援」について、詳しいことは各市町、または普及センターにご相談ください。

「営農活動支援」に取り組む（農）NAセンター（魚津市大海寺野）の事例紹介

（農）NAセンター（魚津市大海寺野地区、H19年エコファーマー認定）は、H19に水稲作付面積61haのうち、19haで先進的な取組を実践しています。

（農）NAセンターの環境にやさしい農業の取組の特徴

- ① 地区内の大豆跡田に、ブロック単位で減農薬、減化学肥料米を生産。（水稲作付面積の30%）
- ② 市内の畜産農家と連携し毎年堆肥を大豆跡田に「2t/10a」施用し地力の向上を図るとともに、有機入肥料を利用し化学肥料5割低減を実現。
- ③ 温湯種子消毒の実施、組織有のラジコンヘリ防除による効率的防除実施により化学農薬使用を5割に低減。



農業経営基盤強化準備金制度

この制度は、担い手に対し新しく制定された税制の特例制度です。交付金を上手に積立、経営発展に活かしましょう！！

1. 制度の対象となる方および対象となる交付金

表1 制度の対象者および対象となる交付金

制度の対象者	対象となる交付金
①青色申告を行う認定農業者 (個人・農業生産法人)	・品目横断的経営安定対策(ゲタ・ナラシ対策等) ・米政策改革推進対策(産地づくり交付金)
②特定農業法人	・農地・水・環境保全対策(営農活動支援)

・ただし、②特定農業法人で、今年度で積立てが最後となる「農用地利用集積準備金」を積立てた場合、19年度の農業経営基盤強化準備金の積み立てはできないので注意して下さい。

2. 制度の概要

・表1の交付金を農業用機械等取得の準備金として積立てした場合、その積立額は一定の範囲内で必要経費(法人は損金)に算入することができます。

・5年以内に準備金を取り崩して新品の農業用機械等を購入した場合、一定の範囲内で圧縮記帳することができます(図1)。

・なお、交付金を受け取った年に、新品の農業用機械等を購入した場合は積み立てせず、その機械を一定の範囲内で圧縮記帳し、減額分を必要経費に算入することもできます。

※一定の範囲内とは、その年の交付金と所得のいずれか小さい金額です。

※圧縮記帳とは、取得した農業用機械等の固定資産の簿価価格を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(法人は損金)に算入することです。

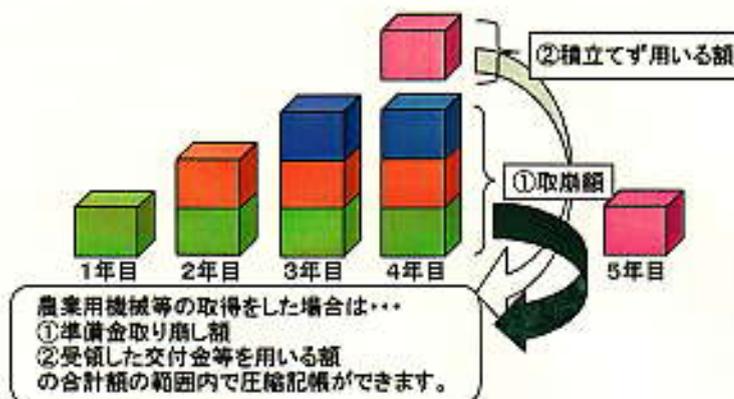


図1 農業経営基盤強化準備金のイメージ

3. 制度による会計の変化

・農業収入や交付金等の積立額にも異なりますが、この制度を活用した場合は、活用しない場合と比較しておよそ30万円、一時的に納税額が少なくなる効果が確認できます。

	金額:万円	
	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計額A(B+C)	900	900
うち農産物販売額B	650	650
うち交付金等収入額C	250	250
必要経費金額D(E+F)	750	500
うち農業経営費等E	500	500
うち農業経営基盤強化準備金繰入額F	250	0
課税対象所得金額G(A-D)	150	400
税額(G×12%)	18	48

※税率は、所得税率12%で算出した。

30万円の節税効果！！

品目横断経営安定対策にかかる仕訳

19年度より、品目横断的経営安定対策がスタートし、管内では加入手続きも順調に進んでいるところです。このうち、米をはじめ大麦や大豆へのナラシ対策の生産者積立金の納入は既に終わっているところですが、今後、年末から翌年度にかけて各種交付金の支払いが予定されています。

そこで、各時期に応じた交付金等の仕訳処理をどのようにすればよいか、複式簿記で法人の科目を引用しながら、図で説明します。なお、個人の方は営業収益に分類されているものは「農産物販売額」に、営業外収益や特別利益に分類されているものは「雑収入」になると考えて下さい。

19年7月頃(ナラシ)の拠出

借 方		貸 方	
流動資産	仮払金	流動資産	普通預金

19年12月頃(緑ゲタ)の受け取り

借 方		貸 方	
流動資産	普通預金	営業外収益	作付助成収入

19年12月頃産地づくり交付金の受け取り

借 方		貸 方	
流動資産	普通預金	営業外収益	産地づくり交付金

20年3月頃(黄ゲタ)の受け取り

借 方		貸 方	
流動資産	普通預金	営業収益	価格補てん収入

20年7月頃(ナラシ)の受け取り

借 方		貸 方	
流動資産	普通預金	特別利益	経営安定補填収入
営業外費用	拠出金等	流動資産	仮払金

*ただし、拠出金の受け取りは、入金額の1/4です。



きちんとした簿記記帳で
我が家も安心経営ね！！

「もも」植栽・3つのポイント

ほ場の選定と排水対策

- ① モモは果樹の中でも湿害に弱い品目です。ほ場の排水が悪いと極端に生育が悪くなり、場合によっては枯れる場合もあります。排水及び通気性が良く、前作は水稲以外の大豆等、畑作物のほ場を選定するとともに、排水対策を行って下さい。



- ② モモは風当たりの強い地域では、葉の擦り傷から細菌が侵入し、「せん孔細菌病」という葉に穴が開き、落葉する病気が多発します。風当たりの弱いほ場を選定しましょう。
- ③ 山林に近いところでは、モモの果実がヤガの吸汁被害を受けることが多くなります。山林から離れた場所のほ場を選定しましょう。

防風対策とせん孔細菌病防除

「せん孔細菌病」は多発すると早期落葉を引き起こすとともに、果実でも発病し、商品価値を著しく低下させます。

この病気は、薬剤散布だけでは十分防ぐことが難しく、風当たり



りが避けられない場所では、防風網の設置が必要になります。

防風網は高さ4mで、風速30m/秒の風に耐えられるものが目安になります。



品種の選定

品質が安定する梅雨明け後の7月下旬から8月下旬に収穫でき、販売が途切れないよう数品種を組み合わせ、長期販売と労力の分散を図れるようにします。

収穫期カレンダー

7/25	7/30	8/5	8/10	8/15	8/20	8/25
勸助白桃						
	あかつき					
		まさひめ・よしひめ				
			長沢白鳳			
			嶺風			
				なつこ		
					黄金桃	
					川中島白桃	